

## 日本IVR学会認定IVR看護師更新制度規定

目的：

IVR 看護師の資質の向上ならびに維持を目的として、更新制度（単位取得制度）をもうける。

単位取得：

IVR 看護師の有効期間である 5 年間に 50 単位以上を取得する。

更新申請：

申請書類（期日前に学会事務局より郵送）に所定事項を記載し、単位取得を証明する書類を添付の上、審査料とともに学会事務局宛に期日までに提出する。

審査料：5,000 円

単位取得方法（単位取得証明書類）：

- ①IVR 看護講習会、セミナーの受講（受講証明書）
- ②IVR 関連学会への参加（出席証明書）
- ③IVR 関連学会での発表（プログラムのコピー）
- ④IVR 関連執筆（出版論文のコピー）

単位の規定：

各項目での上限規定なし

- ①IVR 看護講習会、セミナーの受講  
日本 IVR 学会 IVR 看護講習会：20 単位  
日本 IVR 学会 IVR 看護セミナー：20 単位
- ②IVR 関連学会への参加  
日本 IVR 学会総会：20 単位  
（IVR 看護研究会\*：20 単位）  
日本 IVR 学会地方会：10 単位  
IVR 関連学会・研究会\*\*（全国、地方レベル、国際学会）：10 単位  
IVR 関連学会・研究会\*\*（地区レベル）：5 単位
- ③IVR 関連学会での発表（IVR 関連学会への参加と同じ単位）  
日本 IVR 学会総会：20 単位  
（IVR 看護研究会\*：20 単位）  
日本 IVR 学会地方会：10 単位  
IVR 関連学会・研究会\*\*（全国、地方レベル、国際学会）：10 単位  
IVR 関連学会・研究会\*\*（地区レベル）：5 単位
- ④IVR 関連執筆（筆頭と筆頭以外の区別なし）  
原著、総説、症例報告、書籍分担執筆など：10 単位

更新の猶予：

更新申請が期日までに不可能な場合は、その理由を学会事務局に申告し IVR 看護制度委員会により認められた場合に限り更新申請を 1 年間猶予できる。

\*IVR 看護研究会：

発足予定。発足後に認定される。

\*\*IVR 関連学会・研究会：

日本 IVR 学会専門医更新制度での規定に準じる（日本 IVR 学会ホームページ参照）。但し、単位数は IVR 看護師制度の規定（全国・地方レベル：10 単位、地区レベル：5 単位）による。

日本 IVR 学会専門医更新制度で認定されていないものや看護系 IVR 学会などには申請があれば

IVR 看護制度委員会において適宜審査する。

IVR 看護師更新単位取得認定学術集会としての新規申請は学会事務局に申請書類を請求し、所定事項（学術集会名、開催周期、開催場所、事務局・代表者など）を記載の上、開催を証明する書類（プログラムや開催案内書などのコピー）を添付して学会事務局宛に申請する。認定されたものは単位数（全国・地方レベル：10 単位、地区レベル：5 単位）が規定される。